

一般社団法人

日本非開削技術協会

定 款



一般社団法人 日本非開削技術協会

Japan Society for Trenchless Technology

東京都江東区富岡2丁目11番18号

# 第1章 総 則

## (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本非開削技術協会と称する。  
(英文名 Japan Society for Trenchless Technology)

## (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。  
2 当法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## (目 的)

第3条 当法人は、地下の管路設備やその付帯設備、空洞等（以下「地下工作物等」という）の調査、探査、建設及び維持管理、補修等の工事の設計、施工に係る非開削技術に関する調査・研究を行い、地下利用技術の進歩及び安全性の向上に貢献することにより、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するため、全国都道府県内及び諸外国において、次の事業を行う。

- (1) 地下工作物等に関する調査、設計、施工及び維持管理、補修に関する非開削技術の研究開発
- (2) 地下工作物等に関する非開削用機器材の調査・研究
- (3) 地下工作物等に関する非開削技術の国際交流の推進
- (4) 地下工作物等に関する国際会議、研究発表会、講演会、講習会、展示会の開催及び見学視察の実施
- (5) 地下工作物等に関する機関誌、技術図書 の刊行
- (6) 地下工作物等に関する非開削技術者の育成及び技能向上施策の実施
- (7) 地下工作物等に関する非開削技術の設計検討及びその支援
- (8) その他、前各号に付帯する又は関連する事業

## (公 告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公に見やすい場所に設置した掲示板に掲載する方法により行う。

# 第2章 会 員

## (種 別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- 正 会 員 (1)当法人の目的に賛同して入会した法人又は個人  
賛助会員 (2)当法人の目的、事業を賛助するため入会した法人又は団体

## (入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書

- により、会長に申し込み、理事会においてその可否を決定する。
- 2 会長は、第1項の決定結果を、当該申し込みをした者に通知するものとする。
  - 3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
  - 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届けを会長に提出しなければならない。

#### （入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める規定に従い、入会金及び年会費を納入しなければならない。

#### （会員の資格喪失）

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 破産、民事再生、会社更生手続き開始又は整理開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

#### （退 会）

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

#### （除 名）

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において総正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### （抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役員等

#### （種類及び定数）

第13条 当法人には、次の役員を置く。

- |     |            |
|-----|------------|
| 理 事 | 15名以上20名以内 |
| 監 事 | 2名以内       |

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

#### （選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において、正会員（団体にあっては指定代表者）の中から

選任する。ただし、理事のうち3分の1以内は正会員以外の者から選任することができる。

- 2 代表理事は、理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、副会長を選任することができる。ただし、副会長は3名以内とする。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人であるもの、その他これに準じる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 8 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に行政庁に届け出なければならない。

#### (理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき当法人の業務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 4 会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

#### (監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務の執行状況を監査すること
- (2) 当法人の業務並びに財産の状況を監査すること
- (3) 総会の招集を請求し、または招集すること
- (4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (5) 理事が不正をなし、若しくはその行為のおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること  
ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある時は、その理事に対して、その行為を止めることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法律上の権限を行使すること

#### (任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時通常総会終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時通常総会終結の時までとし、再任は妨げない。

- 3 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### (取引の制限)

第19条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属すること
  - (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (報酬等)

- 第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
  - 3 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (顧問)

- 第21条 当法人は顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は無給とする。ただし、常勤の顧問は有給とすることができる。
  - 4 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
  - 5 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
  - 6 顧問は任期を1年とし、再任は妨げない。

## 第4章 総 会

#### (種別)

第22条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (権能)

第24条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めるもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を議決する。

#### (開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内で開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員の10分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第16条第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

#### (招集)

第26条 総会は、第16条第3号の規程に基づき監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

#### (議長)

第27条 総会の議長は、会長が務める。

#### (定足数)

第28条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第29条 総会の議事は、この定款に特に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

#### (議事録)

第31条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第5章 理事会

## (構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

## (権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 当法人の業務執行状況
  - (2) 総会の日時及び場所並びに議決すべき事項の決定
  - (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (4) 理事の職務執行の監督
  - (5) 会長、副会長の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解職
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 当法人の業務の適正を確保するための体制の整備
  - (6) 一般社団・財団法人法第111条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

## (種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めるとき
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき
  - (4) 第16条第6号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

## (招集)

- 第35条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第3号又は第4号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、1週間前までに理事及び監事に通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定められた方法により通知することができる。
  - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

## (議長)

第36条 理事会の議長は、会長が務める。

#### (定足数等)

第37条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (議決)

第38条 理事会の議事は、この定款に別段の定めのあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の裁決するところによる。

#### (議決の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合においては、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第15条第4項の規定による報告には適用しない。

#### (議事録)

第41条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、記名押印しなければならない。

## 第6章 委員会

#### (委員会)

第42条 会長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員長および委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 財産及び会計

#### (財産の構成)

第43条 当法人の財産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設立時当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### **（財産の管理、処分及び運用）**

第44条 当法人の財産の管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の議決により、別に定める財産管理運用規定によるものとする。

#### **（経費の支弁）**

第45条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

#### **（事業計画及び予算）**

第46条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度開始前に、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

#### **（暫定予算）**

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入および支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

#### **（事業報告及び決算）**

第48条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、通常総会において議決を得なければならない。

2 当法人の貸借対照表は、通常総会終了後直ちに、法令の定めるところにより、公告するものとする。

#### **（長期借入金及び財産の処分又は譲り受け）**

第49条 当法人が資金の借入れをしようとする時は、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

#### **（特別会計）**

第50条 当法人は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

#### **（会計原則）**

第51条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

#### **（事業年度）**

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## **第8章 定款の変更、合併及び解散等**

#### **（定款の変更）**

第53条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

2 前項の変更を行った場合は、2週間以内に行政庁に届け出なければならない。

#### (合併等)

第54条 当法人は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、他の「一般社団法人・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為を行う場合には、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第55条 当法人は、「一般社団法人・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

#### (残余財産の処分)

第56条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決により、他の公益法人等に寄附するものとする。

## 第9章 事務局

#### (設置等)

第57条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (備付け帳簿及び書類)

第58条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員等の報酬規程

(8) 事業計画及び収支予算書

(9) 事業報告及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前各号の帳簿及び書類の保管機関及び閲覧については、法令の定めによるものとする。

## 第10章 情報公開及び個人情報保護

### (情報公開)

第59条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### (個人情報の保護)

第60条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第11章 附 則

### (最初の事業年度)

第61条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

### (設立時の理事、代表理事及び監事)

第62条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時	代表理事	松井	大悟
設立時	理事	石川	和秀
設立時	理事	小田	泰平
設立時	監事	大岡	伸吉

### (設立時の社員の氏名及び住所)

第63号 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- 1 住所 東京都練馬区光が丘3丁目8番1-801号  
氏名 松井 大悟
- 2 住所 栃木県下野市祇園5丁目8番5号  
氏名 石川 和秀
- 3 住所 東京都新宿区四谷2丁目10番3号  
氏名 大岡 伸吉
- 4 住所 東京都江東区東陽6丁目2番27-506号  
氏名 小田 泰平
- 5 住所 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎2丁目4番5-405号 パークタウン茅ヶ崎  
氏名 野尻 吉彦

### (委 任)

第64条 この定款で定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

平成21年6月9日（第1回通常総会改訂）

第4条（事業）

第41条（議事録）

以上、一般社団法人 日本非開削技術協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員 松井 大悟

設立時社員 石川 和秀

設立時社員 大岡 伸吉

設立時社員 小田 泰平

設立時社員 野尻 吉彦

以 上

